

第14回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和7年10月20日
 告示番号 第16号
 会議年月日 令和7年10月27日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 阿部 繁 樹
 局長補佐 浅岡 栄 嗣
 農地係長 金野 亨
 主 査 千葉 淳

本日の案件 第14回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後3時9分

議長	<p>ただ今から、第14回一関市農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。</p> <p>なお、5番 及川 務 委員、6番 加藤 敏子 委員、18番 高橋 金夫 委員、19番 佐藤 想司 委員 より欠席の届出がありました。</p> <p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p> <p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に 8番 佐藤 和威治 委員、9番 渡邊 克洋 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、浅岡 局長補佐、千葉 主査 を指名いたします。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>「報告第30号 農政専門委員会の報告について」を議題いたします。</p> <p>佐藤 多賀幸 農政専門委員会委員長に報告を求めます。</p>

佐藤 多賀幸 農
政専門委員会委員
長

第3回農政専門委員会協議結果報告をいたします。
開催日時、令和7年9月25日、木曜日、15時30分から17時15分
までです。

開催場所、川崎農村環境改善センター4階 会議室です。

出席者、私ほか農政専門委員 出席10名、欠席2名、事務局
阿部事務局長、浅岡局長補佐兼企画係長です。

協議事項、(1)令和7年度 農地等の利用の最適化の推進に関
する意見書(案)について、(2)農業委員会と市長との懇談会
についてです。

協議内容、農業委員及び農地利用最適化推進委員の意見を基
に、事務局で作成した原案について内容を確認しました。

段落の整理や、既に行われている市の取り組みを評価した上
で、更なる支援の拡充についてを追記しました。

修正後の意見書(案)については、改めて農政専門委員会は開
催せず、書面により確認としました。

市長との懇談会での発言者について協議し、渡邊克洋委員を発
言者としました。

以上のとおり、報告します。

議 長

以上で「報告第30号」の報告を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第30号」の質疑を終わります。

次に、「報告第31号 専決処分の報告について」を議題といた
します。

局 長

事務局の説明を求めます。

3ページをお開き願います。

報告第31号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による権利の取得の届出について、専
決処分しましたので農地法関係事務処理要領 第3の3の規定に
基づき報告するものです。

4ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分し
た内容につきましては、先月の総会以後の相続による届出に対
し、審査の結果、適法と判断し、受理及び決定したもので、記載
の第1号から8ページの第25号までの25件、25名の方から届出の
あったものであり、専決処分の日は令和7年10月16日でありま
す。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届出者に交付する」、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第31号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第31号」の質疑を終わります。

次に、「議案第87号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

9ページをお開き願います。

議案第87号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

はじめに、一関地域に係る申請3件です。

第1号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第2号及び第3号につきましては、譲渡人が後継者不在による労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

10ページをお開き願います。

次に、花泉地域に係る申請4件です。

第4号につきましては、借受人において経営規模拡大のため、賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和17年12月31日までの10年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第5号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため使用貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載

のとおり令和 17 年 12 月 31 日までの 10 年間です。

11 ページをお開き願います。

第 6 号につきましては、譲渡人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

12 ページをお開き願います。

第 7 号につきましては、貸付人から農業後継者である借受人に対して、経営移譲のため使用貸借により農地を貸借しようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 17 年 10 月 31 日までの 10 年間です。

次に、大東地域に係る申請 2 件です。

第 8 号につきましては、譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

13 ページをお開き願います。

第 9 号につきましては、譲渡人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、農業従事者であり親族である譲受人において、贈与により農地を取得し、耕作しようとするものです。

次に、室根地域に係る申請 1 件です。

第 10 号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第 87 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和 7 年 10 月 10 日、金曜日、午前 9 時より、現地調査員 農業委員 高橋委員、私 渡邊、農地利用最適化推進委員 佐藤委員、石川委員、事務局職員 佐藤主事、農政推進課職員 千葉主事で行いました。

報告内容、第 1 号から第 3 号について、別紙農地法第 3 条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効

議 長

9 番
渡邊 克洋 委員

議 長
21番
佐藤 多賀幸 委員

率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

ありがとうございます。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年10月10日、金曜日、午前9時30分より、
現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 千葉委員、岩淵委員、支所職員 菅原主任主事で行いました。

報告内容、第4号から第7号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

ありがとうございます。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

議 長
14番
佐藤 喜明 委員

現地調査日、令和7年10月10日、金曜日、午後1時30分より、
現地調査員 農業委員 及川委員、農地利用最適化推進委員 佐々木委員、小野寺委員、支所職員 高橋主事で行いました。

報告内容、第8号から第9号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

ありがとうございます。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

議 長
15番
鈴木 耕多 委員

現地調査日、令和7年10月10日、金曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 藤原委員、私 鈴木、農地利用最適化推進委員 小松委員、岩淵委員、菅原委員、支所職員 伊東主査、小野寺主任主事で行いました。

報告内容、第10号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。
以上で現地調査の結果報告を終わります。
審議願います。
(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
「議案第 87 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。
(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。
よって「議案第 87 号」を可と決します。
次に、「議案第 88 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

14 ページをお開き願います。
議案第 88 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。
次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。
まず、一関地域に係る申請 5 件です。
第 1 号は、借受人が新幹線鉄道高架橋工事に伴う作業場として利用するため一時転用申請するものです。
農地区分は、第 1 種農地と判断しましたが、3 年以内の一時転用は認められております。
第 2 号は、譲受人が宅地分譲地を整備するため転用申請するものです。
農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。
第 3 号は、譲受人が既存宅地進入路を拡幅するため転用申請するものです。
農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。
15 ページをお開き願います。
第 4 号は、譲受人が宅地分譲地を整備するため転用申請するものです。
農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であ

議 長
9 番
渡邊 克洋 委員

るため、第3種農地と判断しました。

第5号は、借受人が公共工事に伴う一般車両の臨時駐車場等として利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、3年以内の一時転用は認められております。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第6号は、借受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

16ページをお開き願います。

次に、東山地域に係る申請1件です。

第7号は、譲受人が休憩場・遊技場等を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、7件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第88号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が新幹線鉄道高架橋耐震補強工事における作業ヤードとして一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺農地に影響はない。

第2号、申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

第3号、申請人が宅地進入路を拡幅整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第4号、申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公

議 長

24番

藤野 秀一 委員

共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

第5号、申請人が公共下水道工事に係る周辺住民の臨時駐車場として一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺の農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年10月10日、金曜日、午前9時30分より、現地調査員 農業委員 私 藤野、農地利用最適化推進委員 菅原委員、畠山委員、支所職員 小山主任主査で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第6号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

2番

鈴木 弘也 委員

現地調査日、令和7年10月10日、金曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 佐藤委員、農地利用最適化推進委員 千葉委員、小野委員、支所職員 菊池主任主事で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第7号、申請人が休憩・遊戯場を建築する計画であり、排水は敷地前の側溝に流す計画であることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第88号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

議長

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 88 号」を許可相当と決めます。

次に、「議案第 89 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農地係長

17 ページをお開き願います。

議案第 89 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、一関地域の 1 件です。

第 1 号は、転用事業者が残土処理場として、令和 4 年 9 月 28 日に一時転用許可を受けたものですが、転用期間内で工事を完了することができなかったことから、一時転用期間の延長を行うものです。

以上で説明を終わります。

議長

以上で、「議案第 89 号」の説明を終わります。

ここで一旦、休憩します。

(休憩)

議長

再開いたします。

審議願います。

13番

及川 治雄 委員

13 番 及川 治雄 委員

事務局にお聞きします。

例えば、会社の場合だと、よく黒板に車検は何月何日までと表示しています。

この場合 9 月 27 日で完了しなくてはいけないのですが、事務的にはどのように管理しているのかお伺いします。

完了の届出がない場合には事務局からそろそろ完了したのでは、と問い合わせる必要があるのではないかと思います。どのような事務手続きをとっているのか伺います。

農地係長

一時転用期間については、許可証と許可済票で転用期間の満了日を示しておりますので、事業者側でその期限を守っていただくというのが大原則になると思います。

転用期間が終了しましたら、完了の報告を出すということになっておりますので、その報告がしばらくの期間なければ、一時転用が完了したか分からないので、こちらの方から問い合わせること

13番
及川 治雄 委員

はありますが、転用期間の前にこちらから何月何日が転用期間の終了ですとお声がけするというようなことは、原則として行っておりません。

以上でございます。

理論、理屈、そのようなことは分かりましたが、そのようなことがあって白い農地問題でもあやふやになっていたのではないかと感じます。

事務局自ら足を運ばなくても地域の農業委員、農地利用最適化推進委員の方に電話1本で確認してくれませんか、確認がとれることです。

業者さんのほうで申請しなければダメだとか、完了届をしなければいけないということだけでなく、事務的なミスで大きな問題にならないために、事前にチェック表を作っておいて農業委員さん、推進委員さんに連絡をすることも必要ではないかという私からの意見、提案でございます。

議 長

ご意見として承ります。

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 89 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 89 号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第 90 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

18 ページをお開き願います。

議案第 90 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長から、農用地利用集積等促進計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借・一括方式が 21 件です。

20 ページをお開き願います。

貸借・一括方式ですが、一関地域が 2 件、3 号から 23 ページ

議 長

の 21 号までの 19 件が千厩地域の申請です。

以上で説明を終わります。

以上で、「議案第 90 号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 90 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって「議案第 90 号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第 91 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

24 ページをお開き願います。

議案第 91 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は 4 件で、大東地域 2 件、千厩地域 1 件、川崎地域 1 件です。

いずれも、農地以外となってから 20 年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第 91 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

14番

佐藤 喜明 委員

最初に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 1 号、申請地は平成 8 年頃から宅地への進入路として利用さ

議 長

24番
藤野 秀一 委員

れており、既に農地性は失われている。

第2号、申請地は平成12年以前と昭和58年頃からそれぞれ浴室・トイレ、農作物の乾燥場として利用されており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては5条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、申請地は昭和58年頃から宅地への進入路として利用されており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。

川崎地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年10月10日、金曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 千葉、農地利用最適化推進委員 小山委員、佐藤委員、事務局職員 佐川主査で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、申請地は昭和57年頃から宅地・駐車場として利用されており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第91号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

局 長

よって、「議案第 91 号」を可と決します。

次に、「議案第 92 号 令和 7 年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

26 ページをお開き願います。

議案第 92 号 令和 7 年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の決定について、議案の内容をご説明いたします。

本件につきましては、農業委員会として市長に提出する「令和 7 年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」を別紙（案）のとおり決定することについて、議決を求めるものです。

農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない、と「農業委員会等に関する法律」第 38 条第 1 項に規定されております。

また、意見書の提出を受けた関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては、提出された意見を考慮しなければならない、とされております。

今回の意見書作成にあたっては、国や地方公共団体から独立した行政委員会である農業委員会として、農地利用の最適化を効率的・効果的に実施するため、現場の農業者などの声を基に、農業委員及び農地利用最適化推進委員から提出された意見を取りまとめ、先ほど報告第 30 号で農政専門委員長より報告がありましたとおり、事務局において作成しました意見書（案）について、9 月 25 日開催の第 3 回農政専門委員会で協議いただき、この協議で出された意見に基づき加筆、修正した内容となっております。

委員の皆様には、事前にお目通しいただいていることと思いますので、要点のみご説明申し上げます。

27 ページをお開き願います。

意見書の表紙になります。

表紙裏の 1 ページは前文になりますが、我が国における農業経営の現状にふれた上で、昨年度策定されました「地域計画」の実現に向け、市と連携しながら地域との対話に参加し、「目標地図」に基づく農地の集積・集約化を推進していくこと。

また、農地の有効利用や優良農地の確保、違反転用の再発防止に向けた改善を進めること。

農業・農村が抱える課題解決に向け、「現場の声」として、今

後の農業施策に反映していただくよう、この意見書を提出すると
しております。

2 ページからは具体的な意見の内容になりますが、1 点目、
「担い手への農地利用の集積・集約化について」は、

- (1) 持続可能な農業経営に向けた認定農業者の拡充
- (2) 法人化・会社化による担い手確保と経営支援
- (3) 地域計画における小規模農家の位置付け
- (4) 基盤整備事業期間の短縮化と高収益作物の要件緩和

以上4項目について記載しております。

3 ページをお開きください。

2 点目は、「遊休農地の発生防止・解消について」であります
が、

- (1) 遊休農地・耕作放棄地の管理・再生と地域支援の強化
- (2) 水田活用の維持・再生支援制度の創設

の2項目について記載しております。

次に、3 ページの中ほどからですが、3 点目は、「新規就農・
参入の促進について」であります、

- (1) 新規就農者の経営安定支援と環境整備
- (2) 新規就農支援策における年齢条件の緩和
- (3) 雇用就農の促進
- (4) 農業法人の労働環境改善と担い手確保
- (5) 事業継承への支援

以上5項目について記載しております。

続いて、4 ページの下からになりますが、4 点目は、「有害鳥
獣による農作物被害対策について」であります、

- (1) 有害鳥獣対策の強化と支援の拡充
- (2) 緊急銃猟制度による対策の強化

の2項目について記載しております。

最後に、5 ページの中ほどからになりますが、5 点目として、
「その他農業支援施策の充実について」であります、

- (1) 農業経営の安定と担い手確保
- (2) 資材価格高騰に対する支援の充実・強化

の2項目について記載しております。

以上、意見書（案）の概要についてご説明いたしました。

なお、市長への意見書の提出につきましては、本総会における
議決を経て、11 月 4 日、火曜日の午後 1 時から、会長、職務代理
者、農政及び農地の両専門委員会の委員長と副委員長にご出席い

議

長

ただき、市長と面会の上、直接提出したいと考えております。
以上で、説明を終わります。

議

長

以上で「議案第 92 号」の説明を終わります。
審議願います。

(なしの声あり)

議

長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
「議案第 92 号 令和 7 年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の決定について」を可と決する方は挙手願います。
(挙手満場)

議

長

挙手満場と認めます。
よって、「議案第 92 号」を可と決します。
次に、「議案第 93 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について」を議題といたします。

局

長

事務局の説明を求めます
33 ページをお開き願います。
議案第 93 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、議案の内容をご説明いたします。

まず、はじめに本件の提案理由についてご説明いたします。
令和元年 10 月、農業委員会の会長などが農地法違反、及び収賄容疑で逮捕されるという不祥事が立て続けに発生したことに伴い、同年 11 月に開催された全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図って行くことを確認しました。

ご参考まで、当時発生しました不祥事の具体的な内容を申し上げますと、奈良県内の農業委員会の会長が、営利を目的とした虚偽の農地法第 3 条許可申請によって農地を不正に取得し、この農地を転用する際には、農地法第 5 条の申請を行わずに開発行為を進めたとして、農地法違反の疑いで逮捕されたものです。

また、もう 1 件は、大分県内の農業委員会の事務局長が農地転用の手続きで便宜を図った見返りに、申請者から現金数十万円を受け取ったとして、収賄容疑で逮捕されたというものであります。

さらには、誠に遺憾なことではありますが、今年度に入りましてから、全国で農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄

に伴う逮捕・起訴、農業委員会事務局職員による虚偽公文書の作成などの不祥事が相次いで発生したことを受けて、農業委員会としての社会的役割の重大さを再認識し、同様の事案が発生しないよう、各市町村農業委員会の総会等において、「法令遵守や綱紀保持の申し合わせ決議」により再確認するよう、全国農業会議所より通知が発出されたところであります。

農業委員会は、各市町村における行政委員会のひとつであり、農業委員及び農地利用最適化推進委員は、非常勤特別職の地方公務員であることから、法令遵守による公平・公正な職務執行、とりわけ農地制度の適正な執行に努めなければなりません。

このことを踏まえ、職務遂行における法令遵守の姿勢を明確にするため、申し合わせ内容を明文化し、取り組もうとするものでございます。

それでは34ページをお開き願います。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）を読み上げます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。記といたしまして。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和7年10月27日

一関市農業委員会

なお、本決議（案）の提案にあたりましては、農業委員のみならず、農地利用最適化推進委員も含めた、すべての委員の総意によって決議されるべきものと考え、令和7年10月15日に小澤会

長と、農地利用最適化推進委員を代表しまして小野寺委員長 及び佐藤副委員長が意見交換を行い、決議の趣旨や内容についてご了解いただいております、そのうえでご提案させていただきますことを申し添えます。

また、本件につきましては、毎年確認するよう全国農業会議所より通知されておりますので、当市におきましては、次年度以降、農業委員及び農地利用最適化推進委員の現任期内で毎年度 10 月総会において、この決議内容を再確認することとし、法令遵守や綱紀保持の徹底を図ってまいりたいと考えるものであります。

以上で、説明を終わります。

議 長

以上で「議案第 93 号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 93 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 93 号」を可と決します。

以上で議案審議が終了いたしました。

第 14 回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 3 時 56 分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員